

所沢市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する 条例（案）へのご意見と市の考え方について

所沢市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（案）について、皆さまからいただいたご意見の内容と、ご意見に対する市の考え方を公表します。
ご意見をいただきました皆さまのご協力に厚く御礼申し上げます。

令和7年11月30日

所沢市教育委員会 学校教育部 保健給食課

電話：04 - 2998 - 9249

FAX：04 - 2998 - 9167

メール：a9249@city.tokorozawa.lg.jp

1．募集概要

（1）募集期間

令和7年9月22日（月曜日）から10月21日（火曜日）まで

（2）受付方法

電子メール、郵送、FAX、直接持参、電子申請

2．募集結果

（1）応募件数

4名（メール3名、電子申請1名）

（2）意見の件数

12件

所沢市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（案）へのご意見と市の考え方

No.	該当箇所	ご意見	市の考え方
1	第1条について	<条例（案）> この条例は、市による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 <ご提案> この条例は、市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）3条に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 <理由> 学校給食法に基づくことを条例上明記すべきだと思います。	ご意見ありがとうございます。所沢市が児童生徒に実施する給食が学校給食法第3条に基づくものであることは、条例案第2条第1号の規定のとおりです。第1条については、所沢市では市立小・中学校のほかに学校給食センターにおいても給食を喫食していること、また、学校給食法第3条に基づく給食は児童生徒へ提供される給食に係る規定であることから、原案のとおりといたします。
2	第3条	私が学校給食法を理解していないことを前提に意見します。 「所沢市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（案） 概要」によると「学校への出席や在籍の有無に関係なく、…」とあります。給食の提供範囲は所沢市が管理する学校に在籍する人に限るべきだと思います。それとも私立学校も含まれると解釈するのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。条例案第1条に「市による学校給食の実施」と規定しているとおり、所沢市が児童生徒に実施する学校給食は、所沢市立小・中学校に在籍する児童生徒に限ります。条例の文言については、引き続き検討してまいります。
3	第3条について	<条例（案）> 市は、児童及び生徒並びに教職員等に対し、学校給食を実施する。 <ご提案> 市は、所沢市立学校設置条例で規定する学校において、学校給食を実施する。 <理由> 条例（案）だと、所沢市在住の児童や生徒で、所沢市立以外の私立学校や国立学校に在籍し通学している方にも、学校給食を実施することだと読み取れてしまいます。 正確な表記にすべきです。	

No.	該当箇所	ご意見	市の考え方
4	第4条について	< 条例（案）> 第4条 学校給食費の額は、教育委員会規則で定める。 < ご提案 > 第4条 学校給食費の額は、規則で定める。 「教育委員会規則」を「規則」に変更することをご提案します。 < 理由 > 教育委員会には予算の執行権限はありませんから、教育委員会規則だと法令に抵触します。市長と教育委員会とで地方自治法第百八十条の二に基づく協議を行った上で、教育委員会事務局が補助執行をすることが現実的な対応だとは思われますが、この規則は市規則であって、教育委員会規則ではありません。 市規則と教育委員会規則は明確に区別する必要があります。 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務の場合→教育委員会規則 2 地方自治法第百八十条の二に基づく補助執行の場合→（市の）規則 なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、また、教育委員会と教育委員会事務局は明確に区分されています。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。 地方自治法 第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる	ご意見ありがとうございます。本条例の施行と同時に「市長の権限に属する事務の一部を所沢市教育委員会に委任する規則」を改正し、関連事務を教育委員会に委任する予定であり、第4条は原案のとおりいたします。

No.	該当箇所	ご意見	市の考え方
5	第5条について	< 条例（案）> 第5条 学校給食を受ける児童及び生徒の保護者並びに教職員等は、市長が認める場合を除き、教育委員会規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。 < ご提案 > 第5条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者及び教職員等は、市長が認める場合を除き、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。 < 理由 > 「児童及び生徒の保護者」とすると、二人以上の子供がいて、子供が小学校（児童）と中学校（生徒）という状態の場合の保護者だけが納付義務者になります。言い換えると、子供が小学校（児童）だけの場合は、納付義務者になりません。適切に表現するために、「学校給食を受ける児童又は生徒の保護者及び教職員等」の部分を変更する必要があると考えます。 「教育委員会規則」を「規則」に変更する部分の理由は、第4条と同じです。	ご意見ありがとうございます。第5条は、児童の保護者、生徒の保護者、いずれも学校給食費を納付しなければならないことを規定したものです。文言については、引き続き検討してまいります。また、教育委員会規則につきましては、前述のNO.4のとおりです。
6	第7条	必要な事項を教育委員会が別に定める、という点が非常に遺憾です。市民がパブリックコメント可能な条例に定めることを、強く要望いたします。 なぜなら、教育委員会が別に定める必要事項こそが、直接児童並びに生徒へ影響する部分だからです。学校給食を実施する児童並びに生徒は、アレルギーの有無及び登校していることが無償化の必須条件ではありません。	ご意見ありがとうございます。本条例は学校給食費を無償とすることについて規定するものではなく、無償化の実施に関わらず、学校給食の実施や学校給食費の管理を規定するものとなっております。
7	第7条	しかしながら、条例の定めでないため、給食費無償化が全ての児童並びに生徒に対して平等な機会となっているのか等、パブリックコメント情報で確認することすらできません。必要事項には、埼玉県戸田市が実施している食物アレルギーや不登校などにより給食の提供を受けていない生徒への助成金に関する定め、東京都八王子市が実施している給食センターでの提供を条例化することを強く要望いたします。	所沢市の学校給食費無償化につきましては、市ホームページをご参照ください。 https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyouiku/kyoiku/gakkokyoiku/gakkoukyoiku6/kyushoku2024.html
8	第7条について	< 条例（案）> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。 < ご提案 > この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 < 理由 > 「教育委員会」を削除する理由は第4条と同じです。	ご意見ありがとうございます。教育委員会規則につきましては、前述のNO.4のとおりです。
9	3 補足	国からの補助が打ち切られても学校給食費無償化は実施されるのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。本条例は、学校給食費を無償とすることについて規定するものではありません。なお、所沢市は国からの補助を待たずに無償化を実施しました。

No.	該当箇所	ご意見	市の考え方
10		所沢市内の小中学校における給食費が無償化になったことはとても良いことであると感謝しております。 それに伴い、給食費の管理を各学校ではなく、市が管理する公会計方式への移行を検討しているとのことについては賛成です。 私は市内中学校で教員をしておりました。会計の担当もしておりました。毎月給食費の未納者がいて、その対応には苦労しました。年度末までに1軒でも未納が少なくなるように、連絡をしたり確認をしたり大変な作業でした。無償化になったことにより、これらの業務が教員の仕事からなくなることは良いことであると思います。 「学校給食の実施」につきましては、本市では「とことこオーガニック」という取り組みをしていると聞きました。モデル校のみの実施のようですが、食育の観点からも大変良い取り組みであると思います。ぜひモデル校だけでなく多くの学校に広めていっていただきたいと思います。回数も増えるとよいと思います。 給食の献立作成や、児童生徒への食育の実施の上で、栄養教諭や栄養士の方々が日々努力されていると思います。各校の実態に合わせて献立等も検討されていると思いますので、給食の経費をある程度自由裁量できる部分を確保してほしいと思います。 給食費の管理は市が一括して行うにしても、献立の作成などは各校の裁量による幅を持たせた方がよいと思います。 ずっと以前に学校給食で食中毒が起きました。その時は私も食中毒になりました。ひとつの給食センターだけでの発生でしたからまだよかったのですがもし市内全校で同じメニューだったとしたら、被害はさらに大きなものとなっていたと思います。危険は分散すべきだと思うので、統一メニューはしない方がいいと考えます。食材の確保にも問題が出てくると思います。 食中毒発生後、しばらくは給食がなくてお弁当持参でしたので、保護者にもかなりの負担をかけました。治療費の面でも市に大きな負担がかかっていたと思います。 多様性の時代です。それぞれの学校で実態にあった工夫されたメニューで給食が実施されることを希望します。また、設備の面でも自校式の学校を更に増やしてほしいと思います。センター式給食が悪いわけではありませんが、「自校式給食の方がおいしい。」という話はよく聞きました。 災害時のことを考えても、調理のできる設備があった方がよいと思います。設備の為に資金や調理員さんの確保など困難なことが多くあると思いますが少しずつでも自校式を増やしていただきたいと思います。	ご意見ありがとうございます。「学校給食の実施」に関しまして、献立作成につきましては、引き続き、調整を図りながらセンターや学校ごとに作成する予定です。いただいたご意見につきましては各々の事務事業を行う中で、参考にさせていただきます。

No.	該当箇所	ご意見	市の考え方
11	学校給食費の公会計化について	現場の負担軽減につながるため賛成です。	ご意見ありがとうございます。
12	その他	もし、上記のご提案を受け入れていただいた場合で、かつ。条例制定時に、「所沢市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（案）の概要」のような説明文書を作成されるのであれば、その文面もあわせてご対応下さいますようお願い申し上げます。 その際ですが、「私会計制度」と「公会計制度」の説明の追記、すなわち「私会計」として学校長が管理していた学校給食費を、市が管理する「公会計」へ移行すること、「公会計」のメリットの追記をご検討いただけますと幸いです。 あわせて、「3 補足 私会計、公会計に係わらず、学校給食費無償化を実施する。」という記載は止めていただいて、「3 補足 公会計化は学校給食費無償化とは異なる概念です。」とご説明を変更していただくことをご検討いただければありがたいです。理由は学校給食費無償化この条例制定とは何の関係がないこと、条例制定の説明で「学校給食費無償化を実施する。」という案内をすると、学校給食費無償化の条例が制定されたと間違えて理解してしまう方がいるかもしれないからです。 最後までお読み下さいますとありがとうございます。	ご意見ありがとうございます。事務を行う中で、参考にさせていただきます。